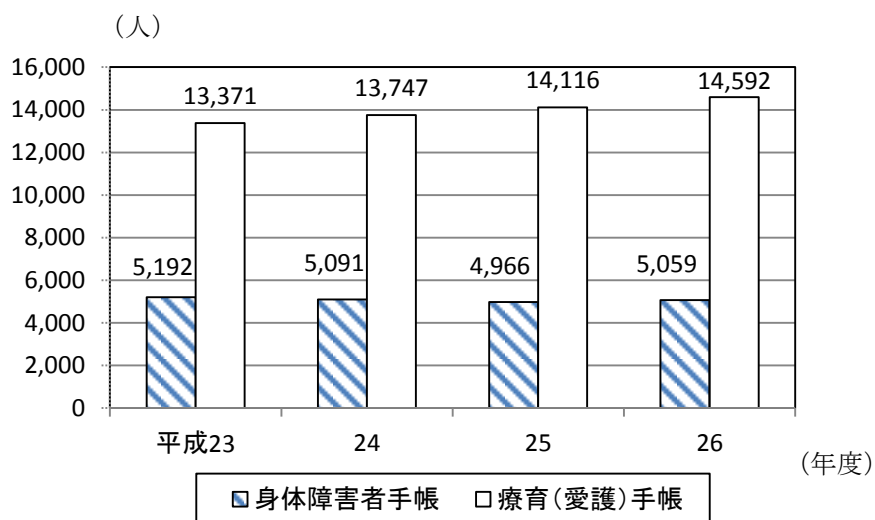


本県の18歳未満の障害のある子どもについて各手帳所持者数でみると、身体障害のある子どもは横ばい、知的障害のある子どもは、増加の傾向にあります。

図表 31 子どもの身体障害者手帳・療育(愛護)手帳所持者数の推移(愛知県)



資料：愛知県健康福祉部調べ

注1：18歳未満についての各年4月1日現在の状況

注2：療育手帳・愛護手帳は知的障害児(者)に対し、それぞれ愛知県・名古屋市が発行するもの

障害のある子どもの成長・自立を促進し、保護者が安心して子育てできる環境をつくるためには、子どものライフステージに対応した、切れ目ない支援を提供することが重要です。そのためには、まず、保健・医療・福祉・教育が連携して、できる限り早期に障害を発見し適切に対応することに加え、子どもの成長に応じて、療育や教育等に関わる機関が変化する場合においても、関係機関が連携を保ち支援を継続していくことが必要です。

また、必要なときに必要なサービスが利用できるサービス提供体制の充実を図るため、地域の障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等への助言、指導を行うとともに、相談支援体制の整備についても、取り組んでいく必要があります。

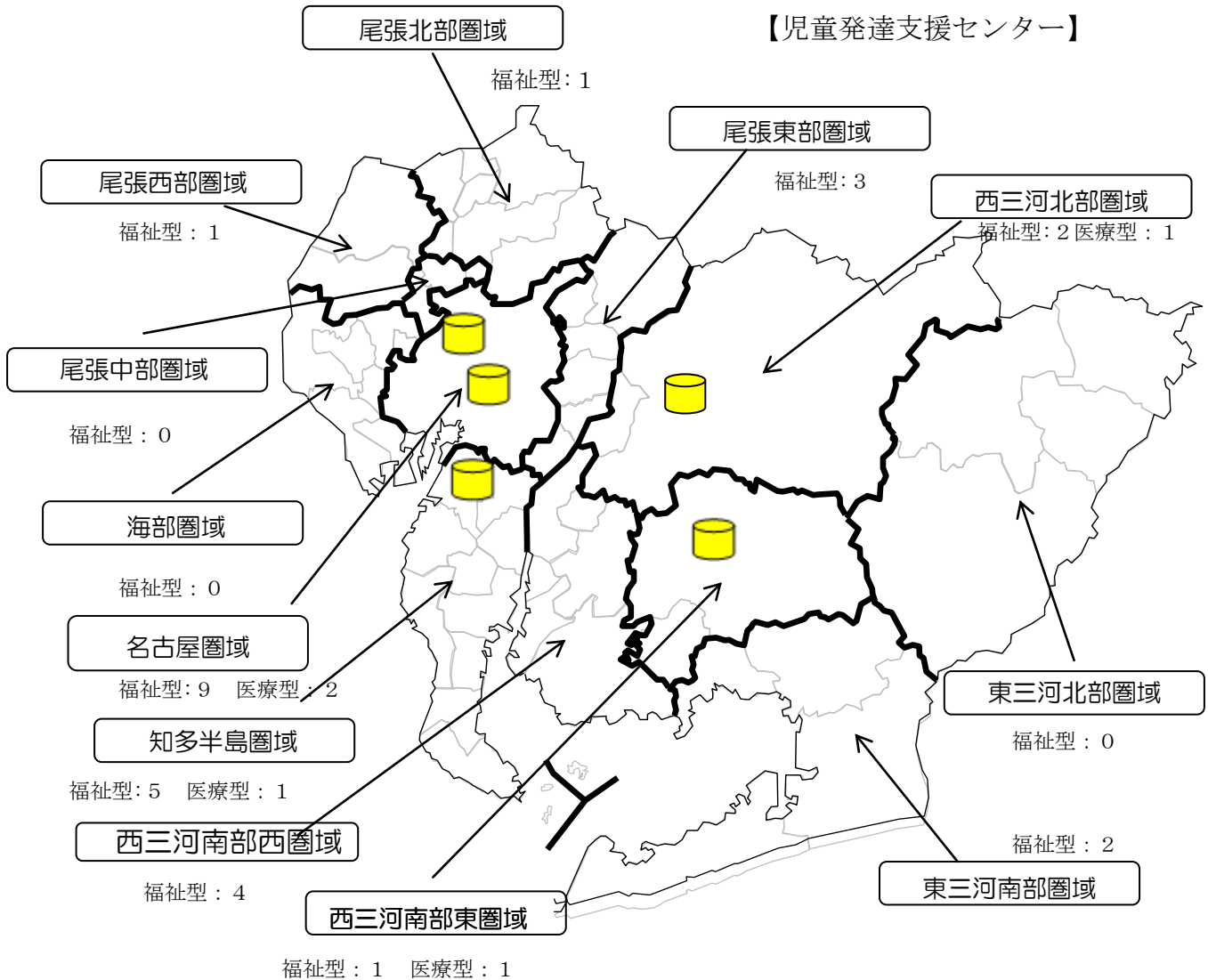
愛知県は、重症心身障害児者の入所施設が、他の類似府県に比べて少なく、国公立の施設に限られています。また、重症心身障害児や重度の発達障害児などが地域で生活する場合や、施設での対応を要する場合であっても、できる限り身近な地域で専門的な療育や医療支援が受けられ、安心して生活できる体制づくりを進めていく必要があります。


発達障害のある子どもへの支援体制も求められてきています。平成24年に実施された文部科学省の調査によると、小・中学校では、特別支援学級だけでなく、通常の学級に発達障害の可能性のある児童生徒が6.5%在籍しているとの結果が得られています。

これらの子どもたちに対しては、発達障害者支援法に基づき、乳幼児期から成人期までの各ライフステージを通じた、教育や就労、生活面での一貫した支援体制の整備を図るとともに、発達障害に関する診断ができる医師や支援に関わる専門的技術を持つ人材の養成など、各地域における支援体制の充実を図る必要があります。

1 児童発達支援センターを中心とした児童発達支援事業の充実

障害のある子どもの成長・自立を促進し、保護者が安心して子育てできる環境をつくるため、児童発達支援センターを地域における中核施設として位置づけ、必要なサービスが必要なときに利用できるよう放課後等デイサービスなどのサービス提供体制の充実や、障害児相談支援体制の整備に努めるとともに、在宅での療育上の指導や助言を行う障害児等療育支援事業を県内13箇所の支援・拠点施設において実施するなど、子育て支援関係施策と連携しながら、教育委員会等教育関係機関等と協働して障害児支援に取り組みます。



 医療型児童発達支援センター

【医療型児童発達支援センター】（平成26年4月1日）

愛知県青い鳥医療福祉センター	愛知県名古屋市西区中小田井五丁目89番地	20
名古屋市中央療育センター(わかさ学園)	愛知県名古屋市昭和区折戸町4丁目16番地	40
東海市立あすなろ学園	愛知県東海市加木屋町泡池3番地の2	40
豊田市こども発達センター たんぽぽ	愛知県豊田市西山町2丁目19番地	40
愛知県立心身障害児療育センター 第二青い鳥学園	愛知県岡崎市本宿町字柳沢5-1	20
		140

【福祉型児童発達支援センター】（平成26年6月1日）

発達センターちよだ	愛知県名古屋市守山区小幡千代田24番17号	20
名古屋市中央療育センター(みどり学園)	愛知県名古屋市昭和区折戸町4丁目16番地	30
名古屋市中央療育センター(すぎのこ学園)	愛知県名古屋市昭和区折戸町4丁目16番地	30
名古屋市北部地域療育センター	愛知県名古屋市西区新福寺町2丁目6番地の5	40
さわらび園	愛知県名古屋市千種区新池町1丁目18番地の2	30
名古屋市西部地域療育センター	愛知県名古屋市中川区小本一丁目20番48号	40
南部地域療育センターそよ風	愛知県名古屋市南区三吉町6丁目17番地	40
発達センターあつた	愛知県名古屋市熱田区神宮四丁目9番12号	36
東部地域療育センターばけっと	愛知県名古屋市千種区猫洞通1丁目15番地	40
瀬戸市のぞみ学園	愛知県瀬戸市原山町1番14	30
児童発達支援センター楽田RAKUDA	愛知県尾張旭市旭ヶ丘町旭ヶ丘5749番地1	20
日進市子ども発達支援センターすくすく園	愛知県日進市竹の山四丁目301番地	48
一宮市いれずみ学園	愛知県一宮市浅井町西浅井式軒家58番地	33
春日井こども学園	愛知県春日井市熊野町3150番地	30
半田市児童発達支援センター 半田市立つくし学園	愛知県半田市東洋町3-23	36
ちよがおか	愛知県常滑市千代ヶ丘二丁目15番地	30
カトリア学園	愛知県東海市荒尾町油田48番地の7	30
大府市発達支援センターおひさま	愛知県大府市江端町六丁目19番地	30
知多市立やまもも園	愛知県知多市岡田字太郎坊15番地の1	30
豊田市こども発達センター ひまわり	愛知県豊田市西山町2丁目19番地	50
豊田市こども発達センター なんのはな	愛知県豊田市西山町2丁目19番地	30
若葉学園	愛知県岡崎市欠町字清水田7番地1	35
刈谷市立しげはら園	愛知県刈谷市下重原町3丁目32番地	30
こども発達支援センターひかりっこ	愛知県刈谷市小山町五丁目1番地3	20
安城市立サルビア学園	愛知県安城市和泉町向7番地	40
西尾市立白ばら園	愛知県西尾市室町中屋敷95番地	48
豊橋あゆみ学園	愛知県豊橋市高師町字北原1-104	32
豊橋市立高山学園	愛知県豊橋市多米町字野中152	30
		938

2 重症心身障害児者に対する支援体制の整備

重症心身障害児者など医療的ケアが必要な障害児者に対しては、身近な地域において医療や療育などの支援が受けられる体制づくりが必要です。

このため、「第二青い鳥学園」の改築にあわせた重症心身障害児者のための病床の整備や、「障害者福祉減税基金」を活用した民間法人による重症心身障害児者の施設の整備により、地域における拠点施設の整備を進めていきます

また、平成26年度に実施した重症心身障害児者等を対象とした実態調査の結果を基に今後の支援体制のあり方を検討します。

<重症心身障害児者入所施設(医療型障害児入所施設)の整備目標>

	26年度末	29年度末
病床数	390床	694床



【平成26年度愛知県障害児者実態調査について】

1 調査の目的

重症心身障害児者やその家族が必要としている支援内容を調査し、支援体制の構築の検討のための基礎資料とする。

2 調査の方法

重症心身障害児・者を把握している行政機関（児：児童相談所、者：市町村）から対象者名簿を入手し、県から対象者へ郵送によりアンケート調査を実施

(1) 対象者数（名古屋市除く）

1, 929名（18歳未満：630名、18歳以上：1, 299名）

(2) 調査時点

平成26年4月1日

(3) 主な調査項目

障害支援区分、移動の状況・手段、意思表示・言語、食事、医療的処置内容、主な介護者、介護者の健康状況、介護者が病気のときの対応、サービスの利用状況、短期入所の利用状況、施設入所・グループホーム入居希望、入所・入居理由、入所・入居希望時期

3 スケジュール

平成26年 8月 調査票発送

平成26年 9月 調査票回収

平成27年 1月 調査結果とりまとめ

3 愛知県心身障害者コロニーの再編整備

昭和43年6月に心身の発達に障害のある方々に対する療育、医療、教育、授産、職業訓練、治療・予防、研究など幅広い領域にわたる総合的な福祉センターとして設置した「愛知県心身障害者コロニー」を、地域生活を営む障害のある人たちを総合的に支援する医療及び療育の拠点施設「療育医療総合センター（仮称）」に再編整備していきます。

また、再編整備に合わせて「療育医療総合センター（仮称）」を中心に、地域の関係機関相互の連携を進めていくための「重心療育ネットワーク」及び「発達障害医療ネットワーク」の構築を進めていきます。

◎療育医療総合センター（仮称）の規模・機能

【医療支援部門】

発達障害を含む障害者医療の拠点及び小児・周産期医療の後方支援施設

- ・病床数：267床（うち医療型障害児入所施設・療養介護事業所 120床）
- ・研究部門

【地域療育支援部門】

- ・短期の障害児入所支援：37人（親子療育支援4人を含む）
- ・あいち発達障害者支援センター

◎再編整備に伴い廃止又は機能・規模の見直しをする入所支援施設

- ・こばと学園（医療型障害児入所施設・療養介護事業所） 定員180人
常時濃厚な医療・介護を必要とする方の支援に特化し、120人定員に再編
- ・養楽荘（障害者支援施設） 定員140人
新たに社会福祉法人が整備する障害者支援施設等に移行し、廃止
- ・はるひ台学園（福祉型障害児入所施設（障害者支援施設）） 定員80人
18歳以上の年齢超過者は新たに社会福祉法人が整備する障害者支援施設等に移行し、障害児の短期の入所支援（定員37人）を中心に行う施設に再編

4 発達障害のある子どもの支援体制の充実

県は、市町村における発達障害の相談支援体制づくりの中核となる発達障害支援指導者を、全市町村（名古屋市を除く）に配置できるよう養成します。

あいち発達障害者支援センターでは、発達障害に関する家族への相談支援や、地域への支援機能の強化として研修の実施や関係機関との連絡調整等を行います。

5 経済的負担の軽減

家庭において精神又は身体の障害のある子どもを監護、養育している方に支給される国の特別児童扶養手当に加え、重度な障害のある方に在宅重度障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当等を支給し、経済的負担の軽減を図ります。